



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 47 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(42) (自治振興課) . . . . . 3
- ◇ 規 則 鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (43) (税務課) . . . . . 4

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、引用している児童手当法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第42号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） 第17条第2項において準用する <u>第7条第3項</u>の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定</td> <td style="text-align: center;">各市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） 第17条第2項において準用する <u>第7条第3項</u> の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村	略		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） 第17条第2項において準用する <u>第7条第2項</u>の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定</td> <td style="text-align: center;">各市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） 第17条第2項において準用する <u>第7条第2項</u> の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村	略	
事務	市町村等												
1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） 第17条第2項において準用する <u>第7条第3項</u> の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村												
略													
事務	市町村等												
1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 略 （2） 第17条第2項において準用する <u>第7条第2項</u> の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村												
略													

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第43号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第40号）の施行期日は、平成24年4月1日とする。